

平成 30 年 9 月 14 日決定  
令和元年 11 月 6 日改正  
令和 3 年 12 月 24 日改正  
令和 4 年 6 月 22 日改正  
農業資材審議会農薬分科会

## 農薬の登録、変更登録等に係る農業資材審議会の審議の進め方

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、農薬（外国製造農薬を含む。）の登録、変更の登録及び再評価に際して、農林水産大臣から農業資材審議会の意見を聴かれた場合の審議の進め方については、以下のとおりとする。

- 1 農林水産大臣からの諮問を受けて、農薬分科会において諮問の内容について報告を受けた後、以下の事項について、各部会において審議を行う。なお、部会での審議は、申請者の知的財産である各種試験成績を取り扱うため、非公開で行う。
  - 生物農薬（ウイルス、細菌、真菌、原生動物及び主に節足動物のうち昆虫綱又はクモ綱に属する生物等であって生きた状態で病害虫の防除を目的とし使用されるもの。以下単に「生物農薬」という。）の評価に関する事項
  - 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度（原体規格の設定）に関する事項（生物農薬に関するものを除く。）
  - 農薬使用者暴露許容量その他農薬使用者への影響評価に関する事項（生物農薬に関するものを除く。）
  - 蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項（生物農薬に関するものを除く。）
- 2 各部会における審議結果は、農薬分科会に報告する。
- 3 農薬分科会において、各部会による審議結果等を基に公開で議論し、その結果を農薬分科会の意見とする。
- 4 農業資材審議会令（平成 12 年政令第 288 号）第 5 条第 6 項により、農薬分科会の議決をもって審議会の議決とすることができることから、その結果を農業資材審議会の意見として農林水産大臣に答申する。

